

(介護予防) 福祉用具レンタル 重要事項説明書

この「(介護予防) 福祉用具レンタル重要事項説明書」は、ナイスケアの福祉用具レンタルサービスを受けられる際に、ご利用者やそのご家族に対して当社の事業運営規程の概要、福祉用具従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を契約締結の前に説明し同意を得るものです。

1 ナイスケアたんぼぼサポートセンターが提供するサービスについての相談窓口

電話：03-3748-1313

営業時間：月～金 9：00～18：00

窓口：管理者（佐藤 芳成）

※ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2 ナイスケアたんぼぼサポートセンターの概要（令和6年4月1日現在）

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ナイスケアたんぼぼサポートセンター（事業所番号 1371001072）
所在地	〒145-0062 東京都大田区北千束 3-17-16
サービス提供地域	目黒区・世田谷区・大田区・川崎市幸区・川崎市中原区 ※サービス提供地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	資格等
管理者（専門相談員兼務）	1人		介護福祉士・福祉用具プランナー
専門相談員	2人	1人	介護福祉士・福祉用具専門相談員

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9：00 ～ 18：00
休業日	土曜・日曜・祝祭日 12月29日～1月3日 ※緊急時は対応可能

(4) 第三者評価の実施 有（令和5年2月1日）評価機関名（NPO 法人シニアライフアドバイザー協会）

3 サービス内容

※介護保険法で定める福祉用具貸与のサービスに限られます。ご利用者の自立支援の為に必要な福祉用具を貸与します。貸与にあたりましては、ご利用者の心身の状況・要望・住環境などを考慮し、専門相談員が適切な福祉用具の選択の援助、調整などを行います。

※貸与できる福祉用具は、介護保険法で定める福祉用具貸与の対象種目に限られます。（対象種目は以下の通りです。）

①車椅子	⑥体位変換機	⑪認知症老人徘徊感知器
②車椅子付属品	⑦手すり	⑫移動リフト（吊り具の部分を除く）
③特殊寝台	⑧スロープ	⑬自動排泄処理装置
④特殊寝台付属品	⑨歩行者	
⑤床ずれ防止用具	⑩歩行補助杖	

4 利用料金

(1) 基本料金

ナイスケアが定める個々の福祉用具1ヶ月あたりの貸与料金を指し、具体的な金額は、カタログに掲載されています。

※貸与料金は原則として、1ヶ月単位ですが、月の途中における貸与開始又は終了の場合の料金は次のとおりです。

貸与開始日又は貸与終了日	基本料金
①貸与開始日が1日～15日の場合	1ヶ月分の貸与料金
②貸与開始日が16日～末日の場合	半月分の貸与料金
③貸与終了日が1日～15日の場合	半月分の貸与料金
④貸与終了日が16日～末日の場合	1ヶ月分の貸与料金

※貸与の開始と終了が同月内に行われた場合には、**1ヶ月分の貸与料金**を申し受けます。

(2) 利用者負担金

介護保険の適用になるご利用者（要支援又は要介護認定を受けている方）は、基本料金の1割をお支払いいただきます。（消費税は課税されません。）但し、介護保険の給付の範囲を超えた分に関しましては、全額自己負担となります。また、介護保険負担者割合証等の記載内容に沿ってご利用者負担が2割又は、3割となる場合があります。介護保険の適用にならないご利用者は、基本料金と別途消費税をお支払いいただきます。

(3) 搬入・搬出等について

ご利用者の希望される日時・場所に従いますので、ご要望等は、遠慮なくお申し出下さい。

(4) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は、無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費を頂戴します。

(5) 福祉用具サービス計画及び利用料金の見積もり

居宅サービス計画に基づいて提供する福祉用具サービス計画及びその利用料金の見積もりは、別紙「福祉用具貸与サービスご利用確認書」に記載のとおりです。

なお、「福祉用具貸与サービスご利用確認書」は、居宅サービス計画の変更により、福祉用具サービス計画の変更があった場合、新たにご利用者に交付し、その内容を確認するものとします。

(6) サービスの中止に関わるご利用者負担金（消費税がかかります）

ご利用者のご都合によりサービスの中止をした場合は、下記の料金をお支払い頂きます。

但し、ご利用者の容態の急変など、緊急かつやむを得ない場合は、サービスの中止に関わるご利用者負担金をいたしません。

貸与開始日の前々営業日の17:00までにご連絡いただいた場合	無 料
貸与開始日の前々営業日の17:00までにご連絡いただけない場合	基本料金の1割

(7) 利用料金の支払い方法

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、ナイスケアが定める翌月の期日までにお支払頂きます。お支払方法は、銀行あるいは郵便局の自動引落としです。

但し、これによりがたい場合は、ご利用者が手数料を負担して、次の口座に振替・振込によって支払うことができます。

- ・郵便局の場合 郵便振替用紙 口座番号：00160-2-186422 加入者：株式会社ナイスケア
- ・銀行の場合 みずほ銀行 自由が丘支店 普通預金
口座番号：1831166 口座名義：株式会社ナイスケア

※上記は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」の取扱いにおいては、一旦ご利用者様に基本料金をお支払いいただき、その後、区市町村に対して保険給付を請求していただくことになります。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

6 虐待の防止の為の措置

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。

7 介護保険法及び厚生労働省令の改正について

国に定める「介護給付費（介護報酬）」および自治体が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」等に改正があった場合、当社の料金体系及び人員、設備及び運営に関する基準は、国が定める「介護給付費（介護報酬）」および自治体が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」等に準拠するものとします。

8 契約内容及び事業所内容の変更について

報酬改定に伴う料金等の変更、事業所内容等の変更が生じた場合は、文章にて通知致します。

9 サービスの内容等に関する相談、苦情の窓口

(1) 当社窓口

株式会社ナイスケア（本社）	03-3717-3343
ナイスケアたんぽぽサポートセンター 管理者	03-3748-1313

(2)

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 受付時間（土・日・祝祭日を除く） 9：00～17：00	千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階	03-6238-0177
--	------------------------------	--------------

※苦情への対応については、当事業所は、ご利用者に対して、自ら提供した（介護予防）福祉用具レンタルに係る苦情を受付けた場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ①苦情の受付 | ②苦情内容の確認 |
| ③苦情解決責任者等への報告 | ④ご利用者への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意 |
| ⑤苦情の解決に向けた対応の実施 | ⑥再発防止、および改善の実施 |
| ⑦ご利用者への苦情解決結果の説明・同意 | ⑧苦情解決責任者等への最終報告 |

10 当社の概要

名称・法人種別 株式会社ナイスケア
代表者役職・氏名 代表取締役 徳永 泰行
本社所在地 東京都目黒区大岡山 1-1-8

営業所 訪問介護ナイスケア（目黒区）・訪問介護ナイスケア世田谷（世田谷区）
訪問介護ナイスケア大田（大田区）・訪問介護ナイスケアたまがわ（川崎市中原区）
介護タクシー・訪問看護ステーション・福祉用具貸与、販売・住宅改修
居宅介護支援事業所 5ヶ所
その他 介護職員養成研修機関 等

以上

特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

この「特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書」は、ナイスケアの福祉用具販売を受けられる際にご利用者やそのご家族に対して当社の事業運営規程の概要、福祉用具従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を契約締結の前に説明し同意を得るものです。

- 1 ナイスケアたんぽぽサポートセンターが提供するサービスについての相談窓口
電話：03-3748-1313 営業時間：月～金 9：00～18：00
窓口：管理者（佐藤 芳成） ※ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2 ナイスケアたんぽぽサポートセンターの概要（令和6年4月1日現在）

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ナイスケアたんぽぽサポートセンター（事業所番号 1371001072）
所在地	〒145-0062 東京都大田区北千束 3-17-16
サービス提供地域	目黒区・世田谷区・大田区・川崎市幸区・川崎市中原区 ※サービス提供地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（2）職員体制

	常勤	非常勤	資格等
管理者（専門相談員兼務）	1人		介護福祉士・福祉用具プランナー
専門相談員	2人	1人	介護福祉士・福祉用具専門相談員

（3）営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9：00 ～ 18：00
休業日	土曜・日曜・祝祭日 12月29日～1月3日 ※緊急時は対応可能

3 福祉用具購入費の支給について

特定（介護予防）福祉用具購入費の支給対象となる方、利用限度額、用具種目は下記のようになります。
※ご利用者がお住まいの区市町村により購入費支給の申請方法が異なる場合があります。詳しくは、担当者までご確認ください。

対象者：要介護認定により要支援1から要介護5と認定された方。

支給利用限度額：毎年4月からの1年間で上限10万円まで。

※上限を超えた場合は、超えた部分の費用は全額自己負担となります。

対象種目：腰掛便座・入浴補助用具・特殊尿器・簡易浴槽・移動用リフトのつり具

4 利用料金

（1）利用料

種目	品名・販売料金
腰掛便座	品名、金額は、カタログ掲載をご覧ください。
入浴補助用具	品名、金額は、カタログ掲載をご覧ください。
自動排泄処理装置の交換可能部分	品名、金額は、カタログ掲載をご覧ください。
簡易浴槽	品名、金額は、カタログ掲載をご覧ください。
移動用リフトのつり具	品名、金額は、カタログ掲載をご覧ください。

（2）搬入・搬出等について

ご利用者の希望される日時・場所に依りますので、ご要望等は、遠慮なくお申し出下さい。

（3）交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は、無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費を頂戴します。

（4）利用料金の支払い方法

前月の福祉用具販売に関する利用者負担金を、ナイスケアが定める翌月の期日までにお支払頂きます。お支払方法は、銀行あるいは郵便局の自動引落しです。但し、これによりがたい場合は、ご利用者が手数料を負担して、次の口座に振替・振込によって支払うことができます。

- ・郵便局の場合 郵便振替用紙 口座番号：00160-2-186422 加入者：株式会社ナイスケア
- ・銀行の場合 みずほ銀行 自由が丘支店 普通預金
口座番号：1831166 口座名義：株式会社ナイスケア

※上記は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

「償還払い」の取扱いにおいては、一旦ご利用者様に基本料金をお支払いいただき、その後、区市町村に対して保険給付を請求していただくことになります。

5 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の故障等があった場合、事業所にお申し出下さい。早急に対応させていただきます。

6 虐待の防止の為の措置

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。

7 介護保険法及び厚生労働省令の改正について

国に定める「介護給付費（介護報酬）」および自治体が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」等に改正があった場合、当社の料金体系及び人員、設備及び運営に関する基準は、国が定める「介護給付費（介護報酬）」および自治体が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」等に準拠するものとします。

8 サービスの内容等に関する相談、苦情の窓口

(1) 当社窓口

株式会社ナイスケア（本社）	03-3717-3343
ナイスケアたんぼぼサポートセンター 管理者	03-3748-1313

(2)

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 受付時間（土・日・祝祭日を除く） 9：00～17：00	千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階	03-6238-0177
--	------------------------------	--------------

※苦情への対応については、当事業所は、ご利用者に対して、自ら提供した特定（介護予防）福祉用具販売に係る苦情を受付けた場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ①苦情の受付 | ②苦情内容の確認 |
| ③苦情解決責任者等への報告 | ④ご利用者への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意 |
| ⑤苦情の解決に向けた対応の実施 | ⑥再発防止、および改善の実施 |
| ⑦ご利用者への苦情解決結果の説明・同意 | ⑧苦情解決責任者等への最終報告 |

9 当社の概要

名称・法人種別 株式会社 ナイスケア
代表者役職・氏名 代表取締役 徳永 泰行
本社所在地 東京都目黒区大岡山 1-1-8

営業所 訪問介護ナイスケア（目黒区）・訪問介護ナイスケア世田谷（世田谷区）
訪問介護ナイスケア大田（大田区）・訪問介護ナイスケアたまがわ（川崎市中原区）
介護タクシー・訪問看護ステーション・福祉用具貸与、販売・住宅改修
居宅介護支援事業所 5ヶ所
その他 介護職員養成研修機関 等

以上

サービスの内容等に関する行政の苦情相談、虐待相談・通報、その他の窓口

1. 目黒区 苦情相談窓口

目黒区健康福祉部介護保険課介護保険管理係 受付時間 月～金 8:30～17:00 土・日・祝日、12/29～1/3 を除く	目黒区上目黒 2-19-15	03-5722-9574
---	----------------	--------------

目黒区 虐待相談・通報（高齢）、その他の相談窓口

目黒区の地域包括支援センター	利用時間 月～金 8:30～19:00 土 8:30～17:00	
北部包括支援センター	目黒区大橋 1-5-1 クロスエアタワー9階	03-5428-6891
東部包括支援センター	目黒区上目黒 2-19-15	03-5724-8030
中央包括支援センター	目黒区中央町 2-9-13 食販ビル 2階	03-5724-8066
南部包括支援センター	目黒区碑文谷 1-18-14 碑小学校内南西側	03-5724-8033
西部包括支援センター	目黒区柿の木坂 1-28-10	03-5701-7244

2. 世田谷区 苦情相談窓口

世田谷区高齢福祉部介護保険課 受付時間 月～金 8:30～17:00 土・日・祝日、12/29～1/3 を除く	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-1111
---	-----------------	--------------

世田谷区 虐待相談・通報（高齢）、その他の相談窓口

世田谷区の保険福祉課	受付時間 月～金 8:30～17:00	
世田谷区総合支所保健福祉課	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-2850
北沢総合支所保健福祉課	世田谷区北沢 2-8-18	03-6804-8701
玉川総合支所保健福祉課	世田谷区玉川 2-20-21	03-3702-1894
砧総合支所保健福祉課	世田谷区成城 6-2-1	03-3482-8193
烏山総合支所保健福祉課	世田谷区南烏山 6-22-14	03-3326-6136

3. 大田区 苦情相談窓口

大田区福祉部介護保険課介護サービス担当 受付時間 月～金 8:30～17:00 土・日・祝日、12/29～1/3 を除く	大田区蒲田 5-13-14	03-5744-1655
--	---------------	--------------

大田区 虐待相談・通報（高齢）

地域包括支援センター大森	大森西二丁目 16番2号 区民活動支援施設大森【こらぼ大森】内	03-5753-6331
地域包括支援センター平和島	大森東一丁目 31番3号 105 大森東地域センター1階	03-5767-1875
地域包括支援センター入新井	大森北四丁目 6番7号 大森北四丁目複合施設 2階	03-3762-4689
地域包括支援センター馬込	中馬込一丁目 19番 1-101号	03-5709-8011
地域包括支援センター南馬込	南馬込三丁目 13番 12号	03-6429-7651
地域包括支援センター徳持	池上七丁目 10番 5号	03-5748-7202
地域包括支援センター新井宿 (大森医師会)	中央一丁目 21番 6号 新井宿特別出張所 2階	03-3772-2415
地域包括支援センター田園調布	田園調布一丁目 30番 1号 田園調布特別出張所 2階	03-3721-1572
地域包括支援センターたまがわ	下丸子四丁目 23番 1号 特別養護老人ホームたまがわ内	03-5732-1026
地域包括支援センター久が原	仲池上二丁目 24番 8号	03-5700-5861

	特別養護老人ホーム池上となり	
地域包括支援センター上池台	上池台五丁目7番1号 特別養護老人ホーム好日苑内	03-3748-6138
地域包括支援センター千束 (田園調布医師会)	北千束二丁目35番8号 千束特別出張所内	03-3728-6673
地域包括支援センター六郷	仲六郷二丁目44番11号 六郷地域力推進センター2階	03-5744-7770
地域包括支援センター西六郷	西六郷三丁目1番7号 プラウドシティ大田六郷1階	03-6424-9711
地域包括支援センターやぐち	矢口一丁目23番12号 特別養護老人ホームゴールデン鶴亀ホーム内	03-5741-3388
地域包括支援センター西蒲田	西蒲田七丁目49番2号 社会福祉センター7階	03-5480-2502
地域包括支援センター新蒲田	新蒲田一丁目18番16号 新蒲田一丁目複合施設3階	03-6715-9731
地域包括支援センター蒲田	蒲田二丁目8番8号 特別養護老人ホーム蒲田内	03-5710-0951
地域包括支援センター蒲田東	蒲田五丁目37番1号 ニッセイアロマスクエア1階	03-5714-0888
地域包括支援センター大森東	大森南四丁目9番1号 大森東特別出張所2階	03-6423-8300
地域包括支援センター糎谷	東糎谷一丁目19番21号 東糎谷老人いこいの家内	03-3741-8861
地域包括支援センター羽田	羽田一丁目18番13号 羽田地域力推進センター2階	03-3745-7855

4. その他の相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 受付時間(土・日・祝祭日を除く)9:00~17:00	千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階	03-6238-0177
--	---------------------------	--------------

5. 川崎市 苦情相談窓口

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 受付時間 月~金 8:30~17:00 土・日・祝日、12/29~1/3を除く	川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2111
神奈川県国民健康保険団体連合会 受付時間(土・日・祝日を除く)9:00~17:00	横浜市西区楠町27-1	045-329-3400

川崎市 その他の相談窓口

川崎市の保健福祉センター	受付時間 月~金 8:30~17:00	
幸区役所保健福祉センター高齢・障害課	川崎市幸区戸手本1-11-1	044-556-6619
中原区役所保健福祉センター高齢・障害課	川崎市中原区小杉町3-245	044-744-3217

川崎市 虐待相談・通報(高齢)

健康福祉局地域包括ケア推進室	川崎市川崎区宮本町1	TEL 044-200-2470 FAX 044-200-3926
----------------	------------	--------------------------------------